海とのふれあい広場を利用される皆様へ

この広場において、次の行為を禁止します。

- 1. 広場を損傷し、または汚損すること。
- 2. 広場の動植物に危害を加えること。
- 3 広場での土石の採取・土地の掘削などをすること。
- 4. 立入禁止区域に立ち入ること。
- 5. 指定された場所(駐車場、駐輪場)以外の場所に車両等(バイク、自転車を含む)を乗り入れ、または止め置くこと。
- 6. ドローン、スポーツカイト等を持ち込むこと。
- 7. 指定区域外の場所での火気の使用や喫煙すること。
- 8. ドッグラン以外の場所で、犬を放つこと。
- 9. はり紙、はり札もしくは立て札を設置し、または広告を表示すること。
- 10 工作物を設置すること。
- 11. 露店、行商、その他これらに類する営業行為をすること。
- 12. 許可無く、競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために独占して使用すること。
- 13. 風俗を乱すこと。
- 14. ゴミを放置すること。
- 15. ゴルフの練習や他の来場者に危険を及ぼす恐れのある球技をすること。
- 16. 他の広場利用者に危害をおよぼし、または迷惑になる行為をすること。
- 17. その他、広場の管理に支障がある行為をすること。

堺市建築都市局都小未来創造部ベイエリア推進担当